

# 一般社団法人 長野県言語聴覚士会定款

第 1 章 総則

第 2 章 目的及び事業

第 3 章 会員

第 4 章 社員総会

第 5 章 役員等

第 6 章 理事会

第 7 章 財産及び会計

第 8 章 定款の変更及び解散

第 9 章 雑則

第 10 章 附則

一般社団法人 長野県言語聴覚士会

# 一般社団法人 長野県言語聴覚士会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人長野県言語聴覚士会（以下「当法人という」と称する。

2 英語表記を「Nagano Speech-Language-Hearing-Therapist Association」と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を長野県松本市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、会員の知識・技術の研鑽、資質の向上に努めるとともに、コミュニケーション障害学の普及・発展を図り、県民の医療・保健・福祉・教育の発展と充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 言語聴覚士の専門的職務の普及・発展に関する事業
- (2) 言語聴覚士の教育・養成に関する事業
- (3) 講演会、研修会、講習会等の開催に関する事業
- (4) コミュニケーション障害の研究・調査に関する事業
- (5) 言語聴覚士の社会的地位の確立に関する事業
- (6) 関連団体との連携・交流に関する事業
- (7) 会員間の交流、情報交換に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により電子公告により行うことができない場合は、官報に掲載する。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「一般社団・財団法人法」）上の社員とする。

- (1) 正会員：長野県に在住もしくは勤務する言語聴覚士の免許を有する者で、当法人の目的に賛同する者。
- (2) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、当法人の事業に賛同する個人及び団体。

#### (入会)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (休会)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、休会をすることができる。

- (1) 県外に居住若しくは勤務し、長野県内の活動が事実上不可能になった時
- (2) 出産・育児・家族の介護等の理由で職場を離れた時
- (3) 本人自身の健康上の理由

休会しようとする者は理事会に申し出て承認を得なければならない。

#### (退会)

第10条 会員は、退会届を会長に届けることにより、退会することができる。ただし、退会するまでの未納会費を清算しなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員たる資格を失う。

- (1) 本人から退会の申し出があった時
- (2) 死亡した時、または解散した時
- (3) 除名された時

2 前項の規定にかかわらず、会員が正当な理由無くして会費を2年以上滞納した時は、理事会の議決を経た後、会員たる資格を失う。

#### (除名)

第12条 会員が、当法人の名誉を著しく傷つけ、若しくは目的に反する行為をした時又は会員義務に違反した時は、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。この場合においては、当該会員に予め通知するとともに、除名の議決を行なう社員総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 社員総会

(種別)

第14条 当法人の社員総会は、「一般社団・財団法人法」に定める社員総会とし、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (4) 各事業年度の事業報告及び収支決算の報告
- (5) 入会の基準並びに会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に定める事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会する事ができない。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、社員総会に出席した正会員の過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は正会員の半数以上であって、正会員の決議権の4分の3以上に当た

る決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決)

第22条 理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定に基づき理事が提案する場合には、提案する内容及び書面決議を行うことにつき理事会の決議を要する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印しなければならない。

(社員総会規程)

第24条 社員総会の運営に関して必要な事項は、法令またはこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める社員総会規程による。

## 第5章 役員等

(役員を選任)

第25条 当法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上15名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事とする。

(理事及び監事を選任)

第26条 理事及び監事は正会員の中から役員選挙規定に基づき選出し、社員総会の議決権の過半数をもって選任する。

(理事の職務)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、会務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時または会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行することができる。

4 理事は、当法人の業務を分担執行する。

#### (監事の職務)

第28条 監事は、以下の職務を行う。

- (1) 当法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること
- (3) 当法人の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、社員総会に報告をすること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会もしくは理事会を招集請求すること

#### (理事及び監事の任期)

第29条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事及び監事の辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (委員会)

第31条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

#### (顧問及び相談役)

第32条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、会長がこれを委嘱する。

#### (役員報酬)

第33条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第34条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項の決定
- (2) 規制の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長の選定及び解職

(開催)

第36条 理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の要求があったとき
- (3) 第28条第1項第4号の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が事故もしくは支障のあるときは、あらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、他の理事が当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めのある事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事2名以上が署名又は記名押印をする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第43条 当法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第44条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会及び社員総会の決議による。

(経費の支弁)

第45条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、会長及び理事が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。ただし、社員総会の決議を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受けた上で、定時社員総会で承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計画書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計画書の附属明細書

(会計区分)

第49条 当法人は、業務遂行上必要があるときは、社員総会の決議を経て、特別会計を設けることができる。



(剰余金の不分配)

第50条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(残余財産の分配)

第51条 当法人は解散したとき、その残余財産を次のいずれかの者に帰属させる。

- (1) 国若しくは地方公共団体
- (2) 公益社団法人または公益財団法人

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の4分の3以上の決議により変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 雑則

(雑則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(定款に定めない事項)

第55条 この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」その他の法令の定めるところによる。

## 第10章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第56条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次の通りである。

設立時社員 寺島さつき

(住所表記)

設立時社員 保科悦士

(住所表記)

(設立時役員)

第57条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は次の通りとする。

設立時理事 寺島さつき

設立時理事 保科悦士  
設立時理事 岩岡孝典  
設立時理事 永井潤一  
設立時理事 廣瀬亜美  
設立時監事 望月崇司  
設立時代表理事（会長） 寺島さつき

（最初の事業年度）

第58条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（継承）

第59条 従来長野県言語聴覚士会に属した権利義務の一切は、当法人が継承する。

以上、一般社団法人長野県言語聴覚士会設立のため、この定款を作成し設立時社員が次に記名押印する。

令和6年4月1日

設立時社員 寺島さつき

設立時社員 保科悦士